

業種や事業者規模に関わらず、 **化学物質管理者**の 選任が必要です。

2024年
4月1日～

殆どの企業が事業所ごとに対象となります

リスクアセスメント対象物を
製造する事業所



化学物質管理者は専門的講習
の修了が**必要**

リスクアセスメント対象物を
取り扱う事業所
(消毒液や塗料など製造の用途に
供しないものも含む)



化学物質管理者は専門的講習
の修了を**推奨**

但し、自ら専門的講習の内容を習得することでも可

化学物質管理者 の 職務

ラベル、SDS（安全データシート）の確認及び

化学物質管理に係るリスクアセスメントの実施の管理

リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理

化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存

化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知・教育

ラベル、SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業所の場合）

リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

化学物質管理者専門的講習のご相談は愛知県下の労働基準協会へ

	電話番号		電話番号
(公社)愛知労働基準協会	052-221-1436	(一社)半田労働基準協会	0569-21-4440
(一社)名北労働基準協会	052-961-1666	(一社)刈谷労働基準協会	0566-21-6337
名古屋東労働基準協会	052-882-3909	豊田労働基準協会	0565-28-9411
(一社)名古屋南労働基準協会	052-651-9246	瀬戸労働基準協会	0561-82-2575
豊橋労働基準協会	0532-54-2131	津島労働基準協会	0567-26-4603
名古屋西労働基準協会	052-581-8086	江南労働基準協会	0587-55-2341
岡崎労働基準協会	0564-52-3692	西尾労働基準協会	0563-56-0244
一宮労働基準協会	0586-48-5495		

公益社団法人

愛知労働基準協会



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCSMEはひとつにできる。

愛知労働局 & Labour Standards Inspection Office
あいち安全経営本舗 労働基準監督署

新たな化学物質規制体系に向け リスクアセスメントを実施しましょう

1 業種や事業場規模に関わらずリスクアセスメントが必要です (安衛法第57条の3)

- 平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、**通知対象物***（ラベル表示・SDS交付が義務づけられた物質）に対するリスクアセスメント実施が事業者の義務となりました。**通知対象物の製造・取扱いを行う事業場は、業種や事業場規模にかかわらず、リスクアセスメントを行うことが必要です。**
- 通知対象質に当たらない物質についても、リスクアセスメントの実施に努めることが必要です。

* 通知対象物 2021年現在674物質、2024年4月より903物質に。今後、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加予定。

リスクアセスメントの実施時期 (安衛則第34条の2の7)

● 法律上の実施義務

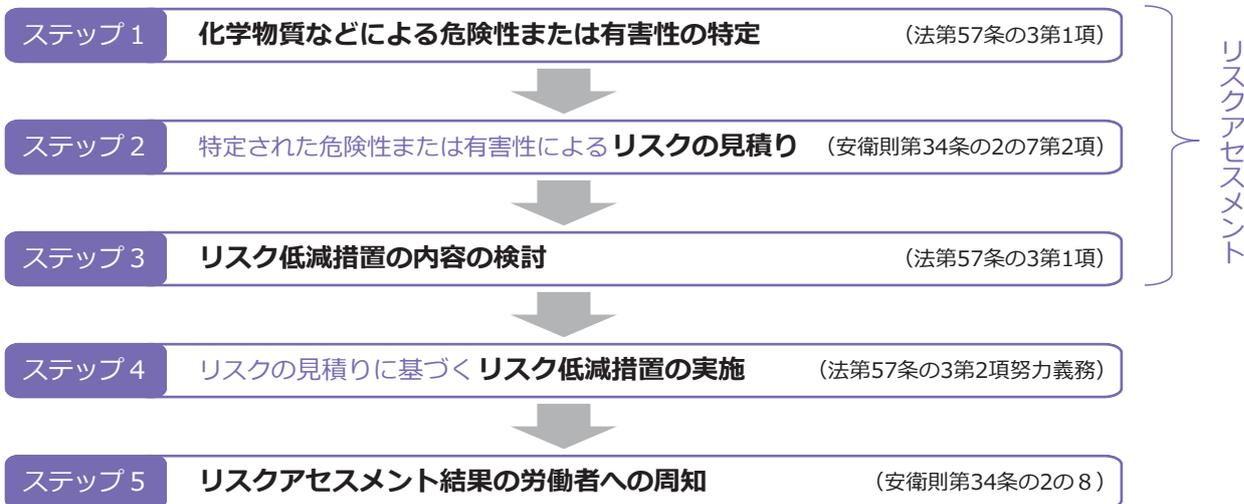
1. 対象物を原材料などとして**新規に採用**したり、**変更**したりするとき
2. 対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用**したり**変更**したりするとき
3. 前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき
※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

● 指針による努力義務

1. 労働災害発生時で、過去のリスクアセスメント(RA)に問題があるとき
2. 過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
3. 過去にRAを実施したことがないとき

リスクアセスメントの流れ

- リスクアセスメントは以下のような手順を進めます。但し、**令和5年4月1日以降、新たな化学物質規制のもと行うべき事項が増えていきます**のでご注意ください。



2 新たな化学物質管理に向けて

- 令和4年5月31日、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）が公布され、**リスクアセスメントを基軸とした新たな化学物質規制体系への移行**が図られることとなりました。令和5年4月1日等を中心に施行されます。
- 新たな規制では、特定の物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は限定しない方式に大きく転換されます。
- リスクアセスメントに関わる事項として、**化学物質にばく露される程度を最小限度にするための措置などの事項が衛生委員会の付議事項に追加されること、化学物質管理者を選任しリスクアセスメントの実施の管理などを行わせること、リスクアセスメントの結果等の記録を作成し保存すること**などが新たに規定されます。
- 詳しくは、右二次元コードから愛知労働局ホームページをご覧ください。

